



後期高齢者医療にご加入の方へ マイナンバーカードと被保険者証について

従来の保険証の発行は令和6年12月2日に**廃止**されます

マイナンバーカードと健康保険証の原則
一本化の方針に基づき、従来の保険証は
令和6年12月2日に廃止されます。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	令和7年7月31日
被保険者番号	12345678
住所	宮崎県宮崎市橋通東3丁目1111
氏名	宮崎 花子
性別	女
生年月日	昭和00年00月00日
資格取得年月日	平成00年00月00日
発効期日	令和00年00月00日
交付年月日	令和6年6月1日
一部負担金の割合	〇割
保険者番号	3945*****
保険者名	宮崎県後期高齢者医療広域連合

令和6年度保険証は**青色**

では、12月2日以降は今の
保険証は使えないってこと？

いいえ！現在発行されている
保険証は有効期限まで引き続
き**利用**できます。

ただし、12月2日以降の保険証
再発行はできませんのでご注意
ください。

青色の保険証の有効期限が
令和7年7月31日になっているけ
ど、そのあとの保険証は出ないん
でしょう？

保険証としての発行はなくなりま
すが、マイナ保険証※を持っていない方には
「**資格確認書**」を発行し、
マイナ保険証をお持ちの方は
「**資格情報のお知らせ**」を発行します。

保険証の廃止となった後のスケジュールについて

令和6年12月2日～令和7年7月31日まで

紛失等による再発行を含め、新たな保険証の発行はされません。
※ただし、現在お持ちの有効期限内の被保険者証は有効です。
12月2日以降に年齢到達等で後期高齢者医療制度に加入された方、
紛失等で保険証をなくされた方は随時、
「**資格確認書**」または「**資格情報のお知らせ**」が発行されます。
※紛失等での再発行については、原則申請が必要となります。
お住まいの市町村でお手続きをお願いします。

令和7年8月1日以降～

後期高齢者医療制度に加入されている被保険者に対し、一斉に
「**資格確認書**」または「**資格情報のお知らせ**」を送付します。
(令和7年7月上旬頃発送予定)

資格確認書について

マイナ保険証を保有していない方は「**資格確認書**」が発行されます。
【申請なしで資格確認書が発行される方】
・マイナンバーカードを取得していない方
・マイナンバーカードを取得しているが健康保険証の利用登録をしていない方
【下記の理由の場合も申請なしで発行されます】
・マイナンバーカードの健康保険証利用登録を解除した方
・マイナンバーカードを返納した方(事前に保険証利用登録解除した方)
・マイナンバーカードの電子証明書の更新を失念した方
※紛失等による再発行は原則申請が必要となります。



ぜひ、マイナ保険証をご利用ください！

マイナ保険証を利用すれば事前の手続きなく、
高額療養費制度における限度額を超える支
払いが免除されます。限度額適用・標準負担
額認定証の事前申請は不要となりますので、
マイナ保険証をぜひご利用ください。

お問い合わせ先 宮崎県後期高齢医療広域連合

業務課 ☎ 0985-62-0921

※マイナ保険証とは、健康保険証の利用登録をしているマイナンバーカードのことです。